

別紙標準様式（第6条関係）

会 議 録

| | | |
|-------------|---|------------------------------|
| 会議の名称 | 平成30年度 第1回 枚方市建築審査会 | |
| 開催日時 | 平成30年4月26日（木曜日） | 開始時刻 午後2時30分 終了時刻 午後3時45分 |
| 開催場所 | 枚方市市民会館 2階 第5集会室 | |
| 出席者 | 藤井 司会長、吉村英祐会長代理、太田照美委員、 佐野こずえ委員、東野裕人委員、山添光訓委員 | |
| 欠席者 | 西山利正委員 | |
| 案件名 | <p>審議案件</p> <p>議案第1号 新町二丁目における建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可について（その1）</p> <p>議案第2号 新町二丁目における建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可について（その2）</p> <p>報告案件</p> <p>報告第1号 建築基準法第44条第1項第4号の規定による許可に関する報告事項</p> <p>報告第2号から報告第5号 建築基準法第43条第1項ただし書き許可の一括同意基準に基づく報告事項</p> | |
| 提出された資料等の名称 | <p>1 議事次第</p> <p>2 議案書</p> <p>3 参考資料</p> <p>4 建築基準法第44条第1項第4号の規定による許可に関する報告事項の資料</p> <p>5 建築基準法第43条第1項ただし書き許可の一括同意基準に基づく報告事項の資料</p> <p>6 建築基準法第43条第1項ただし書き許可取扱要領</p> <p>7 建築基準法第44条第1項第2号許可の一括同意基準</p> | |

| | |
|----------------------|---|
| | 8 建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書き許可の一括同意基準 |
| 決定事項 | <p>1 次の案件について枚方市建築審査会として同意した。</p> <p>議案第 1 号 新町二丁目における建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の規定による許可について（その 1）</p> <p>議案第 2 号 新町二丁目における建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の規定による許可について（その 2）</p> <p>2 次の案件について枚方市建築審査会として報告を受けた。</p> <p>報告第 1 号 建築基準法第 44 条第 1 項第 4 号の規定による許可に関する報告事項</p> <p>報告第 2 号から報告第 5 号 建築基準法第 43 条第 1 項ただし書き許可の一括同意基準に基づく報告事項</p> |
| 会議の公開、非公開の別及び非公開の理由 | <p>1. 議案第 1 号、議案第 2 号及び報告第 1 号については、公開。</p> <p>2. 報告第 2 号から報告第 5 号については、枚方市情報公開条例第 5 条第 1 号に該当するため非公開。</p> |
| 会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由 | <p>1. 議案第 1 号、議案第 2 号及び報告第 1 号については、公表。</p> <p>2. 報告第 2 号から報告第 5 号については、枚方市情報公開条例第 5 条第 1 号に該当するため非公表。</p> |
| 傍聴者の数 | なし |
| 所管部署 (事務局) | 都市整備部 開発指導室 開発調整課 |

| 審 議 内 容 | |
|------------------------|--|
| 藤 井 会 長 | <p>定刻となりましたので、ただ今より平成 30 年度第 1 回枚方市建築審査会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、委員の皆様方には、ご多忙中のところ、本審査会にご出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>今回は、新年度になって、はじめての審査会でございます。4月の人事異動により、枚方市の職員が替わっておりますので、事務局で簡単に紹介していただけませんか。</p> |
| 事務局 開発調整課 西村課長代理 | <p>はい、進行役を務めさせていただきます事務局 川本の後任の、開発調整課の西村でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本市職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>開発指導室長 広瀬の後任の伊藤でございます。</p> |
| 開発指導室 伊 藤 室 長 | 伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 |
| 藤 井 会 長 | それでは、はじめに委員の出席状況を事務局の方からお願いします。 |
| 事務局 開発調整課 西村課長代理 | <p>本審査会の委員総数7名のうち、本日6名の委員にご出席いただいております。</p> <p>なお、西山委員につきましては、欠席される旨の連絡をいただいております。</p> |
| 藤 井 会 長 | <p>ただいま事務局から報告がありましたとおり、本日は過半数の委員が出席されておられます、枚方市建築審査会設置条例第5条第2項の規定により、本日の審査会が有効に成立しておりますことをまずは確認いたします。</p> <p>さて、本日の案件は、審議案件として、「新町二丁目における建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可について（その1）、（その2）」の2件でございます。</p> <p>また、報告案件といたしまして、建築基準法第44条第1項第4号の規定による許可に関する報告事項が1件、同法第43条第1項ただし書き許可の一括同意基準に基づく報告事項が4件、を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、本建築審査会の開催にあたり、伊藤開発指導室長より、ごあいさつをお願いいたします。</p> |
| 開発指導室 伊 藤 室 長 | 挨拶 |
| 藤 井 会 長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>続きましては、資料の確認を事務局からお願いします。</p> |

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>事務局 開発調整課 西村課長代理</p> | <p>はい、それでは本日の資料を確認させていただきます。 事前に送付させていただきました資料でございますが、「議事次第」次に、「平成30年度第1回枚方市建築審査会議案書」次に、「議案書の参考資料」でございます。 次に、「報告第1号案件の建築基準法第44条第1項第4号の規定による許可に関する報告事項の資料」と、「報告第2号から報告第5号案件の建築基準法第43条第1項ただし書き許可の一括同意基準に基づく報告事項の資料」一式でございます。 次に、本日配布させていただきました資料でございますが、クリアファイルの「法43条第1項ただし書き許可取扱要領」、「法44条第1項第2号許可の一括同意基準」、「法第56条の2第1項ただし書き許可の一括同意基準が綴じられた参考資料」でございます。 よろしいでしょうか。 資料の確認につきましては、以上でございます。</p> |
| <p>藤井会長</p> | <p>次に、本審査会は、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程に基づき運営を行っておりますため、本審査会の公開・非公開については原則公開といたしますが、議案書等を確認しましたところ、議案第1号、議案第2号及び報告第1号は、枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報は、いずれも含まれておりません。また、報告第2号から同5号は、個人申請の案件でございますので、個人に関する情報が含まれております。 したがって、議案第1号、議案第2号及び報告第1号は、公開とし、報告第2号から5号は、枚方市情報公開条例第5条第1号に基づいて非公開といたしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>(異議なし)</p> |
| <p>藤井会長</p> | <p>異議なしということでございますので、そのように取り扱いをいたします。 次に、会議録につきましては、枚方市ホームページなどで公表いたしますが、非公開の扱いとする報告第2号から報告第5号は、非公表といたします。また、公開の扱いとする議案第1号、議案第2号及び報告第1号の会議録につきましては公表とし、議案書につきましても同様に、図書を抜粋して、公表することによりよろしいでしょうか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>(異議なし)</p> |
| <p>藤井会長</p> | <p>異議なしということでございますので、そのように取り扱いをいたします。 それでは、傍聴人を確認したいと思いますが、傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。</p> |

| | |
|---------------------------------|---|
| <p>事務局 開発調整課 西村課長代理</p> | <p>本日は、傍聴を希望される方はいらっしゃいません。</p> |
| | <p><u>1 審議案件</u> <u>議案第1号</u> <u>新町二丁目における建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可について（その1）</u> <u>議案第2号</u> <u>新町二丁目における建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可について（その2）</u></p> |
| <p>藤井会長</p> | <p>それでは、審議に移りたいと思います。 議案第1号「新町二丁目における建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可について（その1）」と議案第2号 同（その2）を処分庁から説明をお願いします。</p> |
| <p>処分庁 開発審査課 中課長代理</p> | <p>開発審査課 中でございます。議案第1号「新町二丁目における建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可について（その1）」と議案第2号「同（その2）」について、両議案の計画地が隣接しており、同様の案件であることから、併せて説明させていただきます。 両議案は、申請建築物であるバス発着場の上屋が、道路内に建築されるものであることから、建築基準法第44条第1項第2号の許可を行うことにつき、同意を求めるものでございます。 まず、建築基準法第44条「道路内の建築制限」について説明させていただきます。議案書3ページ裏面の適用条文をご覧ください。 法第44条は、「建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない」とする規定でございます。これは、建築行為による道路交通の支障の発生を防止する狙いがあると同時に、開放空間として道路上空を確保することにより日照、採光、通風等の市街地環境の確保を図ること、また、道路内の建築行為によって他の建築物の安全上、防火上、衛生上の利便が妨げられ、その周囲の環境が害されることを防止するための規定でございます。 また、同条ただし書きには、例外として道路内に建築することを認めているものがあり、これが報告第1号から第4号に規定されているものでございます。 これらのうち、今回の申請建築物は、第2号に掲げる「公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物」で、特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可することで建築が可能となるものでございます。</p> |

したがいまして、申請建築物が「公益上必要な建築物で通行上支障がないかどうか」が許可の要件ということになるものでございます。

それでは議案書3ページ表面にお戻りください。

申請建築物の概要について説明いたします。

申請者氏名は京阪バス株式会社、取締役社長 鈴木 一也、敷地位置は新町二丁目200-23の一部でございます。地域地区等につきましては、準工業地域、指定建蔽率は60パーセント、指定容積率は200パーセント、準防火地域に指定されております。主要用途はバス発着場の上屋でございます。敷地面積は議案第1号の(その1)につきましては、21.27平方メートル、建築面積は0.00平方メートル、延べ面積は20.41平方メートル、構造は鉄骨造、階数は平屋建でございます。建築物の高さは最、高の高さが2.75メートル、軒高が2.62メートルでございます。建蔽、容積率は0パーセント、95.96パーセントでございます。

次に、議案書の15ページをご覧ください。

議案第2号の申請建築物の概要でございます。議案第1号と異なるのは敷地面積と建築面積、延べ面積および容積率で、それぞれ、14.35平方メートル、0.00平方メートル、13.66平方メートル、95.20パーセントでございます。

以上が申請建築物の概要でございます。

次に、図面にてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。青色インデックスで付近見取図と表示しております。

図面中央部の赤で着色された部分が議案第1号の申請地でございます。また、この上部の黒色で着色された部分が議案第2号の申請地でございます。

両申請地は、市道新町3号線の歩道部にあり、この道路は建築基準法第42条第1項第1号の道路に該当するものでございます。

なお、今回申請されているリムジンバスの発着場は、枚方市駅と関西国際空港間を運行するリムジンバスの発着場として、現在、議案第1号の申請部分の南側のスペースに設けられているものでございますが、現在の位置は、今年度より整備が開始される枚方市総合文化芸術センターの計画敷地内であり、工事着手に伴い、現在の発着場が廃止されることから、申請地に移設することとなったものでございます。

次に、議案書の6ページをご覧ください。配置図でございます。

本計画は、本件に先立つ道路改良工事により、新たにバスベイが設けられ、移設後のリムジンバス発着場として利用されることから、歩道部分に雨除けとなる上屋を配置する計画でございます。

赤色の着色部分が議案第1号の申請地で、その北側の図面右側の黒色の枠が議案第2号の申請地でございます。

次に、議案書の7ページをご覧ください。

上屋の柱は車道寄りに設けられ、上屋の幅は1.5メートル、長さは、13.604メートルでございます。議案第2号は、議案書の19ページに資料がございますが、この長さが9.104メートルで、その他の断面等は議案第1号と同様でございます。また、両上屋とも、周囲に建物は無く、外気に十分開放されております。

次に、議案書の9ページをご覧ください。平面図、立面図でございます。

上屋の主要構造部は鋼材やアルミ材の不燃材料でございます。

次に、議案書の10ページ、断面図でございます。

路面から上屋までの有効高さは2.5メートル以上確保しており、雨水は車道側へ排水する計画でございます。

議案第2号の平面、立面図および断面図は、議案書の21ページ、22ページにございますが、平面寸法、柱の数等以外は全く同様でございます。

次に、議案書の11ページをご覧ください。道路占用許可書の写しでございます。

ご覧のとおり、道路管理者との協議が整っていることを証するものでございます。議案第2号も許可を取得しており、許可書の写しは議案書の23ページに添付しております。

次に、現地の状況を写真等でご説明いたしますので、恐れ入りますが別冊の参考資料1ページをご覧ください。

本図は、航空写真に撮影位置を記載したものでございます。青色に着色した部分で南側に位置するものが議案第1号の申請地で、この北側が議案第2号の申請地でございます。

次に、2ページをご覧ください。道路の向かい側から申請地を撮影したものでございます。ここにリムジンバスの発着場として、バスベイが設けられる予定でございます。写真①の歩道切り下げ部分の位置に議案第1号の上屋が設置され、その左側の街灯がある位置に議案第2号の上屋が設置される予定でございます。

次に、3ページをご覧ください。南側から申請地を撮影したものでございます。

次の、4ページをご覧ください。先ほどとは逆方向の、北側から撮影したものでございます。

恐れ入りますが、もう一度議案書にお戻り頂きまして3ページ調査書の裏面をご覧ください。

冒頭でもお話したとおり、今回の議案については、公益上必要な建築物であること通行上支障がないこと の2点について判断していくもの

| | |
|-----------------------|--|
| | <p>です。</p> <p>議案第1号の調査意見でございます。本申請にかかる建築物は、枚方市駅と関西国際空港間を運行するリムジンバスの発着場として利用されるもので、公共交通機関の機能充実を目的として設置される公益上必要な建築物でございます。</p> <p>また、配置計画につきましても、車道にバスベイが設けられることから、車両の通行上支障がなく、歩道空間は十分に確保されていることから、人の通行上支障がないと認められます。</p> <p>従いまして、本申請建築物は、特定行政庁として、建築基準法第44条第1項第2号における公益上必要な建築物であり、通行上支障がないものと判断することができるものでございます。</p> <p>議案第2号も同じく公益上必要な建築物であり、通行上支障がないものと判断することができるものでございますので、建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づき、許可を行なおうとするものです。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>よろしくご審議の上、ご同意頂きますようお願いいたします。</p> |
| 藤井会長 | <p>ただいま説明がございました議案第1号及び第2号につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。</p> <p>お伺いしたいのですが、上屋が2か所ありますが2台分なのですか、また、長さが違うのは何か理由があるのですか。</p> |
| 処分庁 開発審査課 中課長代理 | <p>はい、2台分の上屋です。議案第1号の南側の上屋につきましては、リムジンバスの発車待ちの車両が止まる所でございます。乗車待ちや切符の販売や荷物の積み込みが行われますので、十分に長さが必要でだと聞いております。北側の上屋につきましては、基本的に降車用でございます。到着したバスから降りられる、その場合には荷物の積み出しの所だけ屋根が架かっておればよいということで短めになっております。バスの長さが大体9メートルから12メートル程度と聞いておりますのでこの長さがあれば十分というところになります。</p> |
| 藤井会長 | <p>降車用は降り口と横の荷物の出し入れの所に上屋があればよいのですか。</p> |
| 処分庁 開発審査課 中課長代理 | <p>はい、そうです。</p> |
| 藤井会長 | <p>バスは乗客を降ろすと、どこかに待機するのですか。</p> |
| 処分庁 開発審査課 中課長代理 | <p>今のところ、バスの本数は、1時間に1本程度と聞いておりますけれども、基本的には発車用の南側のバス停の所で待機し、最大2台程度停車している可能性があるかと聞いています。</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| 藤井会長 | どこか別に待機場があつて、そこに待機するという事は想定していないのですか。 |
| 処分庁 開発審査課 中課長代理 | そのように聞いております。 |
| 佐野委員 | 第1号議案の配置図の上屋設置位置が駐車場か何かの出入り口に今なっているようですが、別な方に抜けられるのか、また別な計画の出入り口なのですか。 |
| 処分庁 開発審査課 中課長代理 | 現在、乗り入れになっている箇所ですけれども、5ページの付近見取図をご覧ください。赤で入っている所ですが現在のラポール枚方の駐車場に入る進入路でございます、ここは先ほど申しあげました枚方市総合文化芸術センターの敷地となります。センターの出入り口の計画は北側の進入となりまして、西側の切り下げ部分は無くなります。 |
| 藤井会長 | 6ページの計画配置図を拝見すると、バスベイを造る計画ですけども、歩道の方も位置を変えろと言うか、東側の方を削って歩道にするのですか。 |
| 処分庁 開発審査課 中課長代理 | 道路の区域といたしましては、くぼんだ部分は道路ではなくて総合文化芸術センターの敷地内になります。歩道空間としては約1.5メートル程度通行できる部分があるのですが、若干他の部分より狭くなりますので、市の事業といたしまして総合文化センターの敷地内に、フラットな部分を設けて通行しやすくする計画となっています。今回の44条許可の条件ではなくて、市の施策としまして総合文化芸術センター方に割り込んだ形になるのですが、空地は設けております。今回の許可要件としては含めておりませんので、先ほどの説明では省かせていただきました。 |
| 藤井会長 | この線は予定であるということですか。 |
| 処分庁 開発審査課 中課長代理 | はい、そうです。 |
| 吉村会長代理 | 6ページですが、上屋の位置の北側にバス停留車線長15メートルとありますが、最大3台並ぶことがあるのですか。 |
| 処分庁 開発審査課 中課長代理 | バスベイの計画として、福祉のバスの停車が想定されると聞いています。リムジンバス用としては前の2台部分なのですが、福祉バスも停車できるように区間を設けられていると聞いております。 |
| 吉村会長代理 | 将来、上屋の設置の可能性はあるのですか。 |
| 処分庁 開発審査課 中課長代理 | 今のところ聞いておりません。 |

| | |
|-----------------------|---|
| 吉村会長代理 | そのために停車スペースを取っているということですね。道路を施工するのは市の方ですね。 |
| 処分庁 開発審査課 中課長代理 | バスベイの道路整備につきましては、市の事業として計画しております。 |
| 吉村会長代理 | 3台を停める長さなど、バス会社の要望を聞いた計画ですか。 |
| 処分庁 開発審査課 新内課長 | このバスベイは枚方市の道路事業として整備すると説明いたしましたが、整備するに当たり、土木部の方で、この周辺の交通体系がどうあるべきかを総合的に判断して、この長さのバスベイを設置する計画としたものです。 |
| 吉村会長代理 | 3台並ぶ真ん中が到着のバスの位置ということなのですが、次の出発まで1時間位あると思われませんが、その間ここに停まったままなのか、それとも移動するのか分かりますか。 |
| 処分庁 開発審査課 新内課長 | バスが2台停留できることは聞いているのですが、どのように運行するかは分かりません。 |
| 吉村会長代理 | 出発位置に停まると、乗客が集まってくるので、バスは定刻のかなり近い時刻まで近辺に停まっているのが普通かなと思います。迂回ルートを見てもなさそうなので、どういう運行をするのかいろいろ考えてしまいます。 |
| 処分庁 開発審査課 新内課長 | そのあたりは、バス事業者の方でポーターを設置して誘導すると思いますので、利用者が混乱しないよう運行をしていくと考えています。 |
| 藤井会長 | 直接関係無いのですが、確かにバスが着いて待ち時間が当然あるわけですが、その間のバスの待機所とか、運転手や切符販売の乗客係の方の休憩所がどこか必要になると思われませんが、どこにあるのかちょっと気になるといえば気になりますね。 |
| 処分庁 開発審査課 中課長代理 | お聞きしている話によりますと、乗り場に停車しているのが基本で停留している間にバスが到着することがあり、その場合に最大2台停車している可能性があります。1時間ごとに1本なのですが主に乗る時間、切符を切ったり、荷物を搬入する時間がかかりますので、出発時にある程度、停留していることとなります。基本的には切符を売る方、荷物を積み込む方が別にいらっしゃって、運転手は基本的に車両の中にと聞いております。 |
| 吉村会長代理 | 各上屋はリムジンバス専用ということですが、将来的に他の便がくることは無いのですか。 |

| | |
|---------------------------|--|
| 処分庁 開発審査課 中 課 長 代 理 | 今よりは増便したい旨は聞いています。 |
| 吉村会長代理 | 総合文化芸術センターのバス停になるのでは。 |
| 藤 井 会 長 | 京阪バスの路線もこちらにくるといことですか。 |
| 吉村会長代理 | 可能性があるのかなと思っているのですが。 |
| 処分庁 開発審査課 新内 課 長 | 庁内の土木部局や交通部局で話し合っているのですが、駅利用者のバス停がどうあるべきか、このバス停は車でこられた方が乗り降りできるようなバス停とするのか、そのあたりも含めて現在、全体構想をまとめているところでございます。聞いてるところによりますと、駅前広場にリムジンバスのバス停ができて京阪電車を使う方の利便性を考えたバスの発着を考えていると聞いておりますが、計画段階なのでどういう形で成案となっていくかわからないです。 |
| 藤 井 会 長 | そうしますと暫定的な処置なのですか。 |
| 処分庁 開発審査課 新内 課 長 | そういうものではないみたいです。このバス停は、今のところ駅前広場ができて残していくと聞いています。駅周辺の交通体系を含めた、駅前広場のロータリーをどのようにするかを考えていますので、違う結果になるかも判りませんが、駅前広場にもリムジンバスの発着場を造っていくと聞いています。 |
| 吉村会長代理 | 駅前にある公社の住宅とかを含めた、駅前広場の再整備の中での話かなと思うのですが。 |
| 処分庁 開発審査課 新内 課 長 | はい、そのとおりです。 |
| 吉村会長代理 | バス停が空いていると、マイカーできた人が乗り降りすることが、当然起こりうると思いますがバス専用なのですか。一般の民間車両は入れないのですか。 |
| 処分庁 開発審査課 新内 課 長 | 交通の制限はかけないと聞いております。一般の民間車両は入れないとバスしか入れないとかではなく普通の交通に供した道路です。 |
| 吉村会長代理 | マイカーで送迎していいのですか、ここバス専用じゃないのですか。 |
| 処分庁 開発審査課 新内 課 長 | そのへんは、警察の方とも協議した上、このような道路形態になっています。 |

| | |
|-----------------------|---|
| 吉村会長代理 | もし事故が起きたときなどに心配ごとが出てくるので、少なくともここは乗降禁止の看板を付けるのか、道路交通法とは別に市の総合文化芸術センターの運用面で表現する必要があると考えます。 |
| 処分庁 開発審査課 新内課長 | 今回の市の道路工事で、「この先、普通車・バス転回場に付き駐停車はご遠慮ください。」の啓発看板を設置します。 |
| 吉村会長代理 | わかりました。 |
| 藤井会長 | 他にございませんでしょうか。 |
| 山添委員 | 2点ばかり確認させていただきたいのですが、まず資料5ページの配置図のスケールが正確かどうかわからないのですが、申請地で上げられている側の対面の歩道の方が幅員が広く、申請地側の方が狭い、なぜ狭い側にバスの停留所を設置するのが1点と、資料の10ページのバスの上屋の樋の排水出口がL型側溝まで届かずに途中で切れています。側溝まで伸ばした方が有効に水が流れ、また路面が濡れて滑ることが無いと考えるのですが、意図的にされているのであれば理由を教えてください。 |
| 処分庁 開発審査課 新内課長 | 1問目の対側の方が歩道が広いのではないかと、ご質問ですが、道路幅員の歩道構成は一緒ですが、関西医科大学の建築の際に枚方市の地区計画で敷地内に1メートルの歩道形態を整備したもので、1/2500 図面及び現況は広く見えます。2問目の質問ですが、排水については道路側に流さなければならないということで、エルボを付けて流しているのですが、縁石まで間のところを伸ばすことは、道路管理者が占用許可を出す観点からいいますと、人の導線が少ないにしろ、つまずき、転倒の可能性があることから安全上の観点から樋が伸びていない形態で占用許可したものと考えます。 |
| 処分庁 開発審査課 中課長代理 | 補足ですが、今回バスベイが設けられているのですが、上屋の柱の位置が今までの許可案件より後退距離が長くなっています。今回50センチメートル程度下がっておりまして、先ほどのバスが進入して平行になるまで距離を要すると説明いたしましたが、歩道側にバスの前輪より前の部分が、のりこむような形になりますので、それも踏まえて障害物が無いほうがよいという判断もされていると思われまます。歩道ももう少し広い方がよいのではないかと話をしていたのですが、どうしても進入の経路からすると若干、さがらなければならないと、お聞きしていますのでそのあたりの事情も加えてのことかと思えます。 |
| 山添委員 | 1点目のご回答の件ですけれども、関西医科大学が1メートル下がっているということなのですが。 |
| 処分庁 建築安全課 | 縁石ブロックなどにより、市道と関西医科大学との境界線が明確になっています。歩道の幅員が広く見えるのは、市道の歩道と関西医科大 |

| | |
|----------------------|---|
| 吉田課長 | 学の敷地の一部を同じ位の幅で一体的に整備されたことによるものです。 |
| 山添委員 | 一般的に誰でも通れるわけですね。 |
| 処分庁 建築安全課 吉田課長 | 一般的に誰でも通ることができます。総合設計制度で整備される歩道状の公開空地のようなものと考えていただければ分かりやすいかと思います。 |
| 山添委員 | 今回バスの上屋が設置される東側は、総合文化芸術センターの建設の際に後退されると聞きましたが、関西医科大学側は地区計画で担保されているとの説明ですが、こちら側も同じく地区計画を打っておられるのでしょうか。 |
| 処分庁 開発審査課 新内課長 | 同じように打っております。どのように設置するかは、これからの話になりますが、道路境界線より1メートル後退し、オープンスペースを確保することを両側に制限をかけており、関西医科大学については既に施工ができております。 |
| 山添委員 | 同じような形でずっと都市計画で担保できているということですね。 |
| 処分庁 開発審査課 新内課長 | 同じように担保されています。 |
| 藤井会長 | 他ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 そうしましたら、ただいま審議いただきました議案第1号及び第2号につきまして同意するというので、ご異議はございませんでしょうか。 |
| 委員 | (異議なし) |
| 藤井会長 | 異議がないということですので、議案第1号及び第2号については同意することといたします。 |
| | <u>2 報告案件</u> <u>報告第1号</u> <u>建築基準法第44条第1項第4号の規定による許可に関する報告事項</u> <u>報告第2号から報告第5号</u> <u>建築基準法第43条第1項ただし書き許可の一括同意基準に基づく報告事項</u> |
| | 【報告第2号から報告第5号は非公表】 |
| 藤井会長 | それでは次に、報告案件のほうに移りたいと思います。 報告第1号の「建築基準法第44条第1項第4号の規定による許可に関する報告事項」、並びに、報告第2号から報告第5号の「建築基準法 |

| | |
|-----------------------|---|
| | 第 43 条第 1 項ただし書き許可の一括同意基準に基づく報告事項」につきまして、処分庁のほうから説明をお願いいたします。 |
| 処分庁 開発審査課 中課長代理 | 処分庁による説明 |
| 藤井会長 | ただ今、説明がありました、報告第 1 号から第 5 号について、ご意見ご質問等はございませんでしょうか。 報告第 1 号は計算間違いでは無いかもかもしれませんが、数字の訂正だけだということですか。 |
| 処分庁 開発審査課 中課長代理 | 平均地盤の計算につきまして、実際計画していたものより低い位置にあって、空間がより大きくなるものでございました。もう一つの建築物の床面の高さが 5 センチ上がっていたり、既存建築物側の接続部が当該の終点が手前にきたり、詳細な検討によって若干、修正が必要になったもと聞いております。今回、高さの変更だけにはとどまっておりますので、若干勾配がきつくなっております。ただ、以前も勾配の取り方ですとか手すりの高さですとかご意見いただいておりますが、許可の要件でございます、通行上、安全上、防火上支障が無い点につきましては影響が無いということで今回、軽微な変更として扱わせていただきました。 |
| 藤井会長 | 今、言及された手すりの高さとか、そのあたりが変わったということではないのですね。 |
| 処分庁 開発審査課 中課長代理 | はい。 |
| 藤井会長 | 分かりました。他に何かございませんか。 |
| 藤井会長 | よろしいですか。そうしましたら特にないようですので、報告事項も伺いましたので、これをもちまして、本日予定しておりました案件はすべて終了ということになりました。次に、審査会運営の適正化を図るため、枚方市建築審査会議事規則第 5 条第 2 項に基づきまして、本日の会議録の署名人には、私と、あと 2 名には、吉村会長代理と佐野委員にお願いをし、会議録清書後、署名をしていただくこととなりますので、よろしくをお願いいたします。 それでは、これで本審査会を閉会することといたします。 |